

第9節 避難

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
避 難 活 動	警戒区域の設定	総務対策部、消防対策部
	避難勧告・指示	総務対策部、警察署
	避難誘導	企画対策部、消防対策部
避 難 所 開 設 ・ 廃 止	避難所開設・廃止	保健福祉対策部
避 難 所 運 営	避難所の運営	保健福祉対策部
	飲料水・生活用水の供給	公営企業対策部
	食料・生活必需品の供給	市民環境対策部

地震により多数の市民が瞬時にして住居を失い、あるいは支笏湖の溢水による洪水、火災等により切迫した危険から避難しようとする市民に対し、円滑かつ適切に避難させなければならない。

第1 避難体制

1 警戒区域の設定

地震時の避難は原則として市民の自主的な行動とするが、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、警戒区域を設定して災害対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、市民等に退去を命ずる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根 拠 法 令
本 部 長 (市長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法第63条
警 察 官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき。	同 上
自 衛 官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき。	同 上
消 防 職 員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条

2 避難勧告又は指示

地震時の避難は原則として市民の自主的な行動とするが、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、避難の勧告又は指示を行い、市民等に退去を命ずる。

避難勧告又は指示の内容は、「避難対象地域」、「避難先」、「避難経路」、「避難理由」、「その他注意事項」とする。

発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長） 「勧告」「指示」	生命に危険を及ぼし、被害の拡大が認められるとき。	災害対策基本法第60条
水防管理者 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条
知事又は知事の命を受けた吏員 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
警察官 「指示」	市長からの要請、あるいは市長が指示することができないと認められる場合 特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官 「指示」	災害派遣を命じられた部隊の自衛官で、警察官がその場 にいないときに、危険な事態が生じた場合	自衛隊法第94条

※ 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合いによって区分され、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受け取られることを期待して発表される。

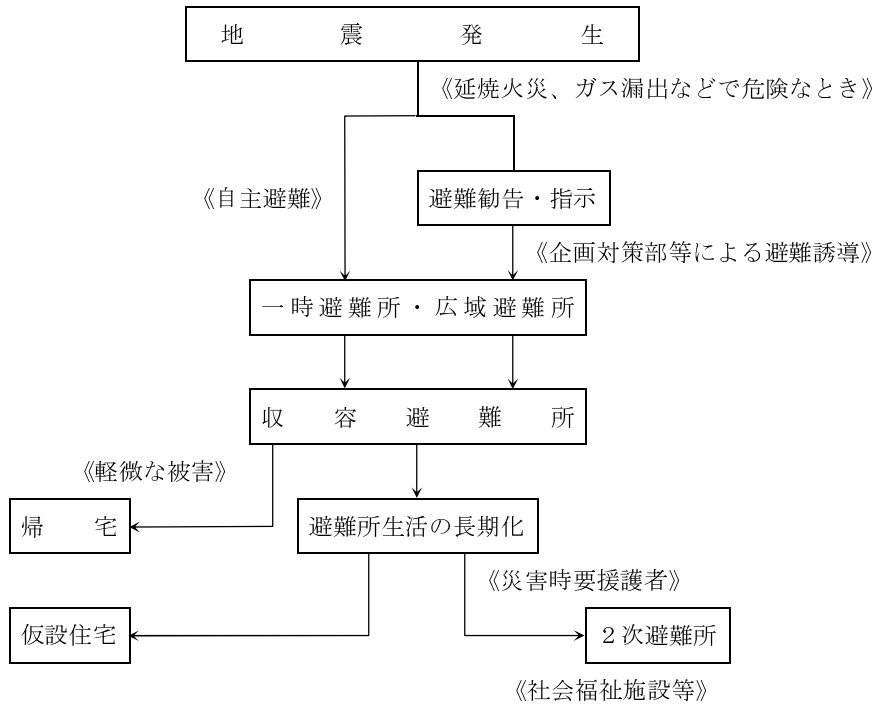
3 避難勧告・指示の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域等の条件を考慮し、いずれかの方法により行う。

なお、場合によっては2以上の方法を併用する。

区 分	伝 達 方 法
防災同報無線による伝達	(1) 防災同報無線を使用してのサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号又は消防法に基づく近火信号等による伝達 (3) 防災同報無線を使用しての広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車、警察の広報車を使用しての巡回伝達 (2) ラジオ、FMラジオ、テレビ放送による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、伝達班を編成し戸別訪問による伝達

4 避難要領



5 避難所の設定

保健福祉対策本部長は、地震により収容避難所に被害があったと思われる場合は、建設対策部に被災建物の応急危険度判定確認を要請する。

区分	定義等
一時避難所	地震発生によって、家屋の倒壊、火災延焼及び洪水の危険等により、一時的に緊急に避難する公園、広場であって、原則として給食等の救護は行わず、避難民の携行食等に一時的に処理するものであるが、事情により応急設備を施し、収容避難所とすることができる。 なお、一時避難所は、資料編に掲げる施設とする。
広域避難所	災害が発生し、火災などが拡大して最悪の状態になったときに、安全が確保できる場所として、千歳川右岸地域の青葉公園及び千歳川左岸地域の青空公園を広域避難所に指定する。 避難要領としては、まず地域の一時避難所に避難し、情報の収集や安否の確認を行い、その後、一時避難所が危険になった場合に広域避難所へ避難させる。
収容避難所	余震等による倒壊の危険のない、また洪水、火災等に安全な公有、私有の建物で、給食施設を有するもの又は給食施設を急造しうる施設とする。 なお、収容避難所は、資料編に掲げる施設のうち災害対策本部長の指定したものとす。

資料編 ○ 指定避難所一覧

6 避難経路の確保

警察官又は消防職員、市職員は、迅速かつ安全に避難させるため、避難道路を確保するために交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行の支障と

なるものの排除に努める。

7 避難者の誘導

災害時の避難にあつて、避難者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は、次により行う。

(1) 避難誘導者

避難誘導者は、腕章を付け、また夜間等においては懐中電灯を所持する。

(2) 誘導の方法

避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その地域の実状に応じて安全な避難経路を2箇所以上設定し、道路の状況により可能な場合は広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標地点を示す案内札又は案内灯を設置し、避難場所においては掲示板等を掲げる。

(3) 誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあつては、常に次の事項に留意のうえ、行動する。

ア 避難経路の安全度及び道路状況等について、常に注意し、危険を認め支障があると判断した場合は、直ちに被災者を他の安全な道路及び場所に誘導する。

イ 避難所及び避難先の目標、避難経路、その他注意事項を被災者に告げる。

8 患者の避難対策

入院患者の避難方法については、別記1に定める。

9 児童、生徒及び幼児の避難対策

小学校、中学校、高校の児童、生徒の避難方法については、別記2に定めるところによる。

なお、保育所、幼稚園の幼児の避難方法については、小学校、中学校、高校の児童、生徒の避難方法に準じる。

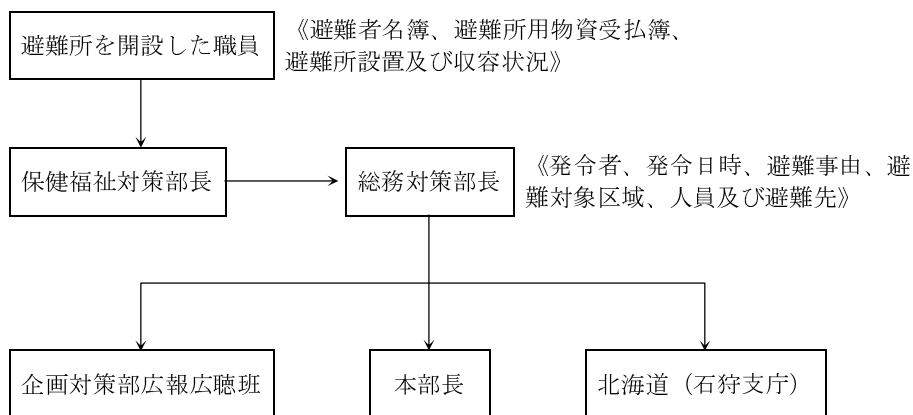
第2 避難所の運営

1 避難所の開設

地震発生直後には避難所に職員を配置し、情報の収集や避難者の受け入れを行う。開設する避難所は被害状況に応じて決定し、所管する施設へ連絡する。

避難所に適した施設がない地域又は避難所が使用不能となった場合若しくは避難所に収容しきれなくなった場合には、仮設避難所の設営を行う。仮設避難所の設営は、建設対策部が担当する。

2 避難所開設の報告



3 避難所の運営

地震災害による被災者の収容にあつては、収容期間が長期にわたり、避難所の運営には特に配慮をする必要があることから、避難所運営要領を別記3に定める。

別記1 患者の避難対策

地震災害のため病院等において、緊急に避難の必要がある場合は、次により迅速、適切な措置を講ずる。

1 地震直後の措置

病院等の施設に収容されている患者の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者及び幼児であり、地震が発生した場合は、特に迅速、的確に施設及び地域の被害状況を把握し、患者に対しては極度の恐怖心、不安感をなくすよう慰撫に努め、また避難するための輸送車両並びに搬送用タンカその他必要資器材の確保、医師、看護師等職員の確保に努める。

(1) 非常扉の開放等

災害発生後、直ちに非常扉を開放し、避難を円滑にする。

(2) 患者の区別

患者等の病状及び身体の状態に応じ区分のうえ、避難体制を整える。

(3) 施設の保安

電気、配管設備等について、異常の有無を確認するとともに、火気危険物等の保安措置を講ずる。

(4) 情報の収集及び周知

災害情報及び院内の災害情報を収集し、院内放送等により災害状況を周知する。

(5) 患者に対する措置

患者等には落下物、倒壊等の恐れのある所から遠ざけるとともに、布団等を頭上に乗せ落下物に注意させる。

2 避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して避難する必要を認めた場合は、患者の病状等の区別に応じ誘導員その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難所又は他の安全な医療施設に移送する。

(1) 単独行動に対する注意

災害の状況を患者等によく周知し、患者等が個々に行動しないように注意する。

(2) 患者の誘導

避難を要する状況に立ち至ったときは、避難経路を的確に把握して患者等を移送する。避難の際には、搬送患者、子供、高齢者等を優先的に誘導する。重症患者は、学校体育館等屋内に避難誘導する。

(3) 携行品

避難者には、必要に応じて防寒具（毛布等）、雨具を携行させ避難させる。

別記2 児童、生徒の避難対策

地震災害により、高校、中学校、小学校の管理者は、次の事項に留意のうえ、児童、生徒を迅速、適切に避難させる。

1 第一次避難

(1) 地震発生時

両手を後頭部にあて、机の下に身を隠させるとともに、非常口の扉、特に1階の窓を開放し緊急避難に備える。

(2) 地震発生後の措置

地震発生後は、職員は児童、生徒をグラウンドに誘導し集合させ、人員の確認、施設内を巡回して残留している児童、生徒のほか、火気の始末等を確認し、次の事項を行う。

ア 人員の確認と点呼

児童、生徒の掌握は最も重要であり、かつ緊急に行わなければならない。グラウンドに集合のうえ、直ちに各学級等の単位別に生徒委員等により能率的な人員点呼を行う。

また、児童、生徒の中には、恐怖のため職員等の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避することも予想されるので、職員等は十分児童、生徒を掌握する。

イ 火災発生の防止

地震の発生と同時に、職員は校内のすべての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉及び理科室内の発火しやすい薬品等についても適切な措置を行う。

ウ 非常用携行品

避難旗、懐中電灯、呼笛、出欠簿

2 第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了したならば、速やかに地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、所定の避難所に誘導、収容する。

(1) 避難誘導の方法

避難行動にあたっては、学級単位又はできうるかぎり小集団に区分し、各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して避難途中における脱落者のないよう配慮し、特に次のことに留意する。

ア 脱落者の防止

小学校の児童等は、施設から出るとき、その集団から離れやすい（恐怖心、保護者の安否を心配）ため脱落者が出る恐れがあるので、脱落者のないよう十分配慮する。

イ 誘導者の自覚

児童、生徒にとっては、職員が唯一の頼りであるので、的確な判断のうえ、行動する。

ウ 誘導の方法

児童、生徒が引率者を見失うことのないよう、色腕章、旗等を用いて誘導する。

3 避難場所に収容後の措置

施設の長は、所定の避難場所に児童、生徒を収容した場合は、次のような措置をとる。

(1) 保護者に対する連絡

児童、生徒を収容した場合は、速やかに保護者に対し、電話連絡及び学校、避難所、交番等に氏名及び収容先等を掲示する等、あらゆる方法をもって連絡する。

(2) 解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、保護者の連絡を待って引渡すことを原則とする。

別記3 避難所運営要領

避難所の運営は、保健福祉対策部救援班が派遣する複数の職員（うち1名を運営管理者とする。）で担当するが、避難者の取りまとめ、運営等は、避難者の中から選出された代表者と連携をとり、自主運営を原則とする。

1 避難所運営管理事務分掌

(1) 保健福祉対策部職員

避難所に派遣された職員は、次の事項を行う。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 居住区域の割り振り
- ウ 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- エ 運営状況の報告
- オ 生活ルールの作成

(2) 避難者の代表者

代表者の役割は、おおむね次のとおりとする。

- ア 保健福祉対策部から避難者に対する伝達事項の周知
- イ 物資の配布活動等の補助
- ウ 居住区域における避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- エ 防疫活動等への協力

2 記録

運営管理者は、避難者カード、避難所用物資受払簿、避難所設置及び収容状況を記録し、1日に1回保健福祉対策部へ報告する。

3 避難所の整備

運営管理者は、施設の管理者と協議のうえ、避難所を整備する。

なお、避難所に関する様式については、資料編「避難所運営様式」による。

資料編 ○ 避難所運営様式
